

コメント及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメント	金融庁の考え方
1	今回、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引として指定するに至った背景をご説明ください。	本邦金融機関において、インド共和国におけるインド国債の売買及び貸借の清算、およびクリアリングコーポレーションオブインドゥアが行うインド・ルピー建て金利スワップ取引の清算に対する利用ニーズが見られる中で、これらの取引の清算及び清算機関については、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十八の二及び第一条の十九第二号の規定に基づき、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借として指定できるものと認められるため、告示を一部改正するものです。